

# ○震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

・・・平成 25 年 10 月 3 日付消防災第 364 号・消防危第 171 号 消防庁

東日本大震災では、燃料油の供給源である製油所が被災したことや搬送手段の途絶等から極度の燃料供給不足に陥ったことは記憶に新しく、当市においても事業所等の燃料供給不足への対策として、危険物施設以外の場所で危険物を貯蔵等する「消防法第 10 条第 1 項ただし書き」の規定による危険物仮貯蔵・仮取扱いに関する申請を震災から 1 か月の間に 95 件承認し、「仙台市消防手数料条例」の規定に基づき申請手数料を全て減免対象と致しております。

また、消防庁においても震災時の課題として、有識者・関係団体・消防機関等を委員とする「東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」を立ち上げ、当市のみならず、被災地で行われた危険物仮貯蔵・仮取扱いに関する実態を調査する等により、問題点やその対策について検討がなされ、平成 25 年 3 月に報告書が提出されております。

この報告書を受けて、消防庁から「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」が公表されており、当局としては、震災時の対応を踏まえて同ガイドラインを運用することとしておりますことから、各事業所での準備として、同種災害が発生した場合でも事業が継続できるよう、同ガイドラインを参考に燃料油が枯渇した際の調達方法や調達後の安全対策、又、それに伴う申請等を事前に計画しておくことが大変重要となります。

## 【参 考】

震災時に行った当局での危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書等の取扱いは、以下のとおりとなっておりますので事前計画の参考としてください。

事前の準備として、

- 1 ドラム缶等を置く**屋外の空地**
- 2 貯蔵場所・貯蔵量・火気禁止である旨の**標識**等や**消火器具**
- 3 油吸着マット等の**流出防止対策**
- 4 アース線等の**静電気対策**
- 5 手動式等の**ポンプ**や小分け用の**ガソリン携行缶**

## 申請に必要な書類

- 1 危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書(仙台市 HP 掲載)
- 2 消防手数料減免申請書(仙台市 HP 掲載)
- ※ 激甚災害や災害救助法の適用を受けた場合
- 3 安全対策書・案内図・配置図など

その他、詳しくお知りになりたい場合は、危険物保安課危険物係にお問い合わせください。



## 消防法抜粋

**第 10 条第 1 項** 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。**ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。**